

豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱（平成26年4月1日制定。以下「要綱」という。）第20条の規定により補助金の交付に関して、必要な事項を定める。

(補助金交付申請時の必要書類)

第2条 要綱第7条に規定する町長が必要と認める書類とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 建築基準法に規定する当該建築物の確認済証明証（確認通知書）の写し又は検査済証の写し
- (3) 前号に規定する書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの
- (4) 当該建築物の現況の耐震診断報告書（評点・申請者名・耐震診断技術者氏名の記載されたもの）
- (5) 登記事項証明書、固定資産税評価証明書など、当該建築物の所有者が申請者と同一の者であることを確認できる書類
- (6) 当該建築物に係る固定資産税を滞納していないことを証明する書類（3か月以内に発行された納税証明書、完納証明書など）
- (7) 申請者の直近の課税所得金額が5,070,000円未満であることを証明できる書類（3か月以内に発行された所得課税証明書など）
- (8) 耐震改修設計に要する費用の見積明細書（耐震改修に係るもの以外は対象外とする）
- (9) 耐震改修設計を行う耐震技術者の有する資格証等の写し
- (10) 補助金の交付申請に係る手続きを代理人に委任する場合の委任状
- (11) その他町長が必要と認める書類

(完了報告時の必要書類)

第3条 要綱第11条に規定する町長が必要と認める書類とは、次の各号に掲げるものとする。なお、提出する部数及び、必要書類の詳細については別表のとおりとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 現況の各階平面図
- (3) 耐震改修後の各階平面図
- (4) 床面積算定に係る資料
- (5) 現況の耐震診断書

- (6) 耐震改修計画に基づく耐震診断書
- (7) 耐震改修計画に基づくN値計算書
- (8) 補強箇所詳細図
- (9) 耐震改修計画に基づく改修工事見積書
- (10) 基礎伏図
- (11) 部材・金物の仕様書等
- (12) 屋根伏図（屋根工事を行う場合）
- (13) 現況の写真
- (14) 設計者の所見
- (15) 偏心率を用いる場合の計算書
- (16) その他町長が必要と認める書類

（補助金請求時の必要書類）

第4条 要綱第14条第1項に規定する町長が必要と認める書類とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修設計に要した費用の明細が記載された請求書
- (2) 耐震改修設計費用に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 要綱第14条第2項に規定する町長が必要と認める書類とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金の代理受領に係る委任状・同意書（様式第11号）
- (2) 耐震改修設計に要した費用の明細が記載された請求書
- (3) 申請者が耐震設計技術者に支払った額の領収書
- (4) その他町長が必要と認める書類

別表（第3条関係）

完了報告時の必要書類

添付書類	提出部数	備 考
(1) 付近見取図	1 部	・縮尺は問わないが、位置関係がわかること
(2) 現況の各階平面図	2 部	
(3) 耐震改修後の各階平面図	2 部	・補強箇所に番号を振り、施工方法を示すなど、補強箇所と補強内容が分かること ・天井や床の補修部分（補強に係る部分のみ）を図示すること ・使用する金物の位置を示すこと

(4) 床面積算定に係る資料	2 部	・床面積、必要耐力を算出する際の計算用床面積が確認できること ・バルコニーや玄関ポーチがある場合はその取扱いが分かること
(5) 現況の耐震診断書	2 部	・評点、診断日、対象建築物の所有者名、耐震診断技術者の氏名が記載されていること
(6) 耐震改修計画に基づく耐震診断書	2 部	・評点、診断日、申請者名、耐震診断技術者の氏名が記載されていること
(7) 耐震改修計画に基づく N 値計算書	2 部	・改修計画に基づくこと
(8) 補強箇所詳細図	2 部	・補強箇所ごとに、仕様や施工方法がわかること
(9) 耐震改修計画に基づく耐震改修工事見積書	2 部	・工事内容が分かる内容であること
(10) 基礎伏図（現況及び改修計画に基づくもの）	2 部	・基礎の種類が混在している場合は、違いがわかるよう記載すること ・床下換気口や人通口の位置を示すこと ・ひび割れ等破損がある位置を示すこと ・補修を行う場合は、改修計画に基づく基礎伏図に、補修部分・補修方法を示すこと
(11) 部材・金物の仕様書等（認定書・パンフレット含む）	2 部	・認定書がある場合は添付すること ・同一の部材でも許容耐力が異なる場合は、全ての値が確認できる資料を添付すること
(12) 屋根伏図（現況・改修後）	2 部	・屋根工事を行う場合に提出すること
(13) 現況の写真	2 部	・カラー写真であること ・以下の内容が確認できること 外観：屋根や壁の種類、戸袋や下屋、窓の位置 内観：各部屋の壁仕様、開口部の種類、垂れ壁や欄間、天袋の有無 屋根裏・天井・床下 ：壁の達している高さ、火打ちの有無、基礎の種類と状態 劣化部分：老朽度の診断内容
(14) 設計者の所見	2 部	・建物重量、接合部や基礎の仕様、老朽度の劣化点数の考え方など、耐震診断の係数に影響がある内容について記載すること
(15) 偏心率を用いる場合の計算書	2 部	・偏心率を用いる場合の計算過程がわかること

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。